

↳ 贈与税の配偶者控除

Q : 結婚して20年を越えて、夫から妻へ自宅を贈与すると、贈与税の特例があるとか。どのようになっているのですか？

A : 一定の要件を満たすと、2,000万円部分が非課税になります。

【解説】

お尋ねの規定は、贈与税の配偶者控除と呼ばれているもので、婚姻期間が20年以上である配偶者から①もっぱら居住の用に供する土地等(借地権なども含まれます)又は家屋(以下居住用不動産)で国内にあるものの贈与が行なわれた場合、又は②金銭の贈与を受け、その金銭で①の居住用不動産を取得した場合で、次に該当するときは、その贈与を受けた配偶者のその年分の贈与税について、課税価格から贈与税の基礎控除(110万円)のほかに配偶者控除として200万円(①及び②の価額が200万円に満たないときはその金額)を控除するというものです。

- (1) 取得した居住用不動産を、その取得した年の翌年3月15日までに、その取得した者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込であること
- (2) その贈与を受けた金銭をもって、その取得の年の翌年3月15日までに、その取得した者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込であること
- (3) 配偶者控除の適用を受けようとする年の前年以前に同一配偶者からこの贈与を受けていないこと

